

規制改革要望
「公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現」

2024年4月25日

一般社団法人 生命保険協会

生保協会要望内容

要望内容

<公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現>

公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、プラットフォーム事業者経由で電子証明書の失効状態及び失効理由を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に確認することができるが、「死亡又は海外転出」という失効理由の把握までしかできないため、確定的な死亡事実の把握ができない。このため、**電子証明書の失効時に顧客の同意に基づいてJ-LISから提供される特定署名用電子証明書記録情報**（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項）**の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにしていただきたい。**

要望理由

- 現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、民間事業者は顧客の死亡疑義（死亡又は海外転出）を把握することしかできず、**確定的に死亡の事実を把握することができない。このため、民間事業者が公的個人認証サービスを用いて顧客の死亡疑義情報を取得した場合でも、遺族に対して改めて死亡事実の有無について確認を行う必要がある。**
- とりわけ生命保険会社では、現在、公的個人認証サービスを通じて年金保険の被保険者の生存情報（死亡疑義が無いこと）を能動的に捕捉することで、被保険者の住民票等の公的書類を受領することなく生存確認を行い、年金等の支払手続きを簡略化・自動化するといった取組みを行っている。しかし、現行の仕組みでは、生命保険会社は顧客の死亡疑義情報を取得した場合、被保険者の現況確認を行い、被保険者が死亡しておらず海外転出していた場合には、年金を支払う必要がある。
- 加えて、公的個人認証サービスでは死亡日情報を取得することができない。年金保険における残余年金支払期間の未払年金の支払いに関し、生命保険会社は被保険者の死亡日が、年金支払日より前であることを確認する必要があるため、生命保険会社は遺族に対して被保険者の死亡が確認できる書類（戸籍抄本、住民票等）の提出を求めている。
- 公的個人認証サービスにおいて、死亡の事実及び死亡日情報のデータ連携が実現されれば、生命保険会社が被保険者の生存情報及び死亡情報を確定的に把握することができ、生命保険会社は住民票等の公的書類を受領することなく、年金・残余年金支払期間の未払年金の支払事由該当の確認ができるため、年金等の支払手続きを一層簡略化・自動化することが可能となる。

根拠法令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項、同法第7条第3号
住民基本台帳法第7条

要望の背景 ①公的個人認証サービスの概要

- 公的個人認証サービスは、マイナンバーカードのICチップ（電子証明書）を利用して、オンラインで本人認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を安全・確実に行うためのサービス。
- 民間事業者も、①自社が自ら主務大臣認定を受けて署名検証者（公的個人認証法17条4項）となる方法、または②主務大臣認定を受けたプラットフォーム事業者と契約して有償でサービスを利用する方法により、当該サービスを利用可能。

公的個人 認証サービス

- インターネット等によるオンライン手続きや取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保しており、高いセキュリティを確保
- 対面や本人確認書類の写しの郵送により本人確認を実施していた従来方式から、電子証明書の認証業務（公的個人認証法2条3項）を通じて、公的個人認証サービスを用いることでオンラインでの本人確認が可能に

【従来】対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等
必要書類を添付して、金融機関へ郵送



本人確認完了

金融機関
書類に誤りがないか確認

郵送コスト、
タイムラグが発生！

<公的個人認証サービス
利用によるメリット>

安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログインに比べ、
格段に強固なセキュリティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーカードの発行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】オンライン上で本人確認



マイナンバーカードを
リーダーへかざす

電子証明書

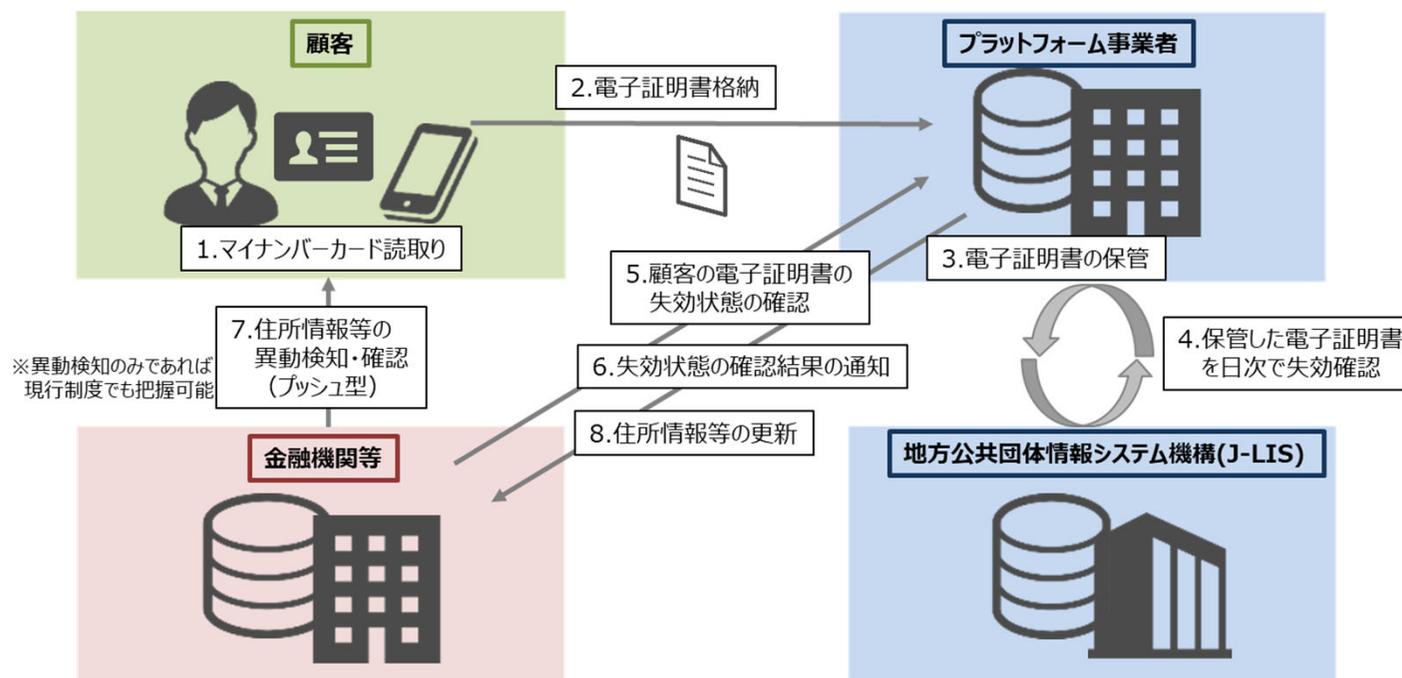


本人確認完了

安価で即時に
サービスの利用可！

要望の背景 ②公的個人認証サービスを利用した顧客の現況確認

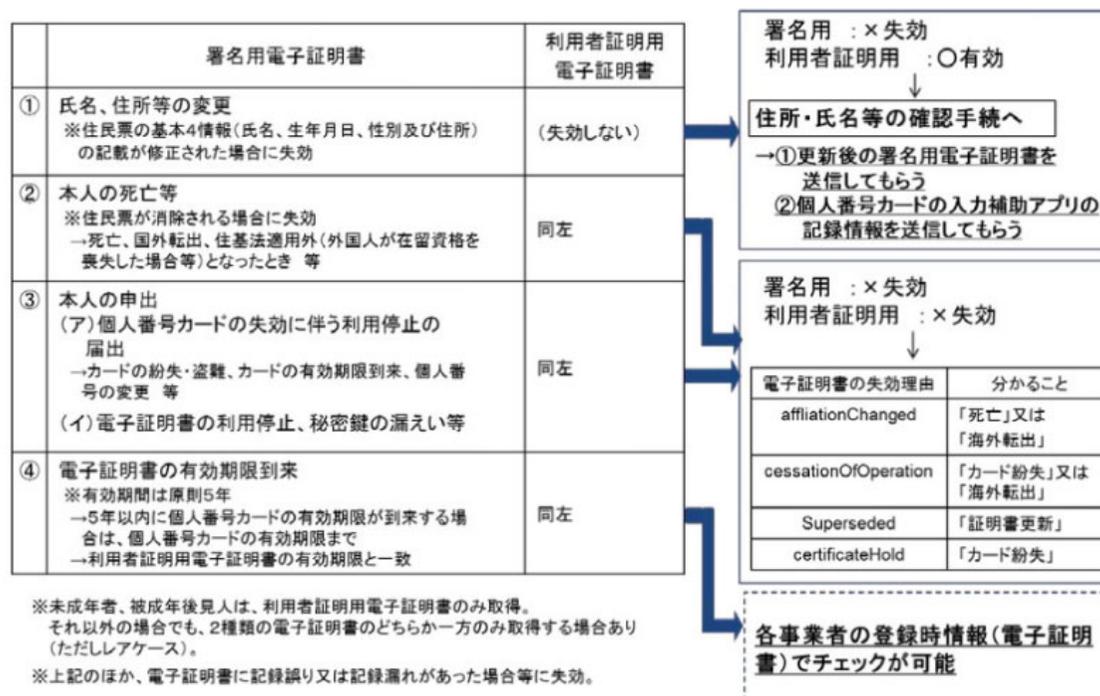
- 民間事業者（金融機関等）は、顧客の電子証明書の失効状態について、プラットフォーム事業者経由でJ-LISに対し日次で確認することで、電子証明書に紐づく顧客情報の異動（氏名・住所変更等）の検知が可能（公的個人認証法18条1項）。
- 引越し等により電子証明書が失効した後でも、顧客が自治体で手続きを行い電子証明書の再発行を受けている場合には、変更後の基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）を顧客本人の同意に基づきプラットフォーム事業者経由で取得することができる（公的個人認証法18条3項、同法7条3号、住基法7条）。



要望の背景 ③公的個人認証サービスによる「生存・死亡情報」の確認

- 公的個人認証サービスを利用し、顧客の電子証明書（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）について、失効・有効の別や失効理由を確認することで、例えば、「利用者証明用＝有効」であれば「生存が確実であること」、また、「署名用＝失効」かつ「利用者証明用＝有効」であれば「氏名・住所等の変更が行われたこと」を把握可能。
- しかし、**署名用・利用者証明用ともに失効している場合は、現行制度上、電子証明書の失効理由が「死亡」と「海外転出」のどちらであるかを判別することができない**（注）。

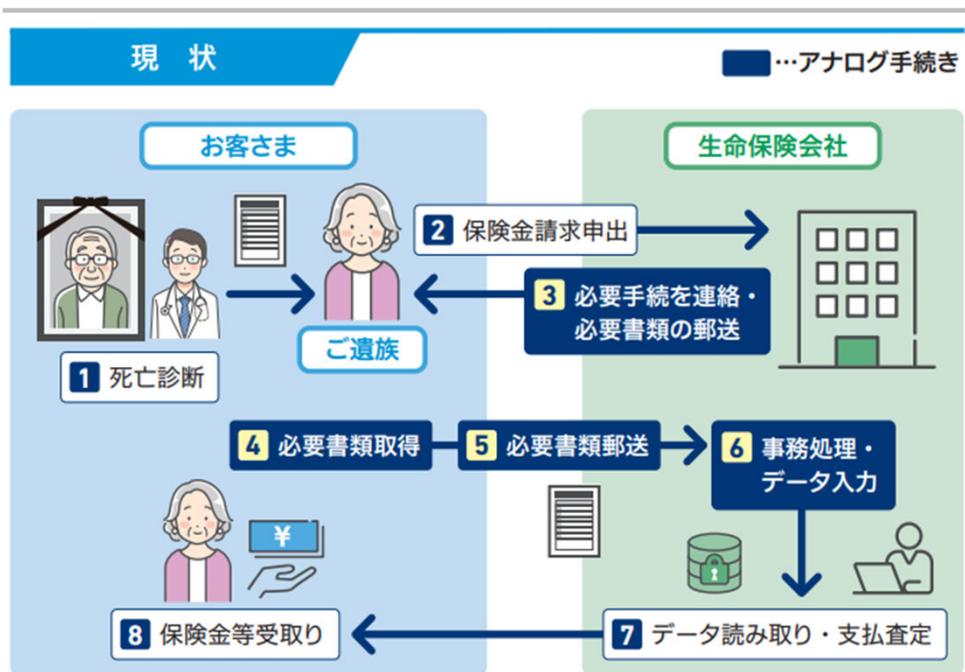
（注）厳密には、電子証明書の失効事由には「職権消除」（国籍喪失等）も含まれており、民間事業者側では失効事由が「死亡」・「海外転出」・「職権消除」のいずれであるかを特定できない（P9参照）。



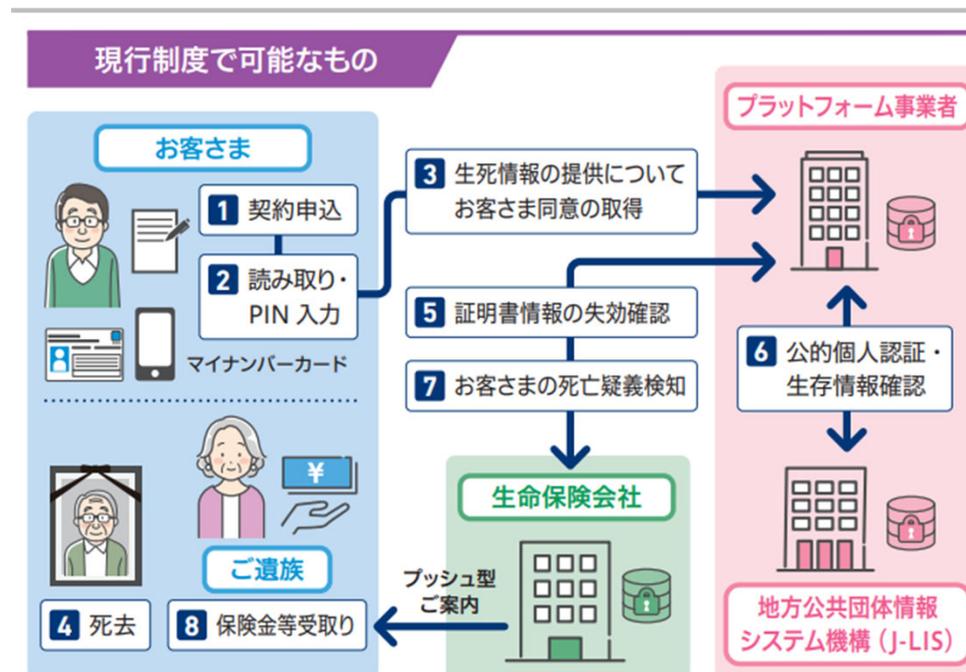
要望の背景 ④ 生命保険会社における「プッシュ型保険金請求案内」への活用

- 生命保険会社も、公的個人認証サービスを通じて、顧客の死亡疑義情報を生命保険会社が受け取り、生命保険会社側から能動的に死亡保険金等の請求案内を行うことが一応可能。
- しかしながら、現行制度では、顧客の「死亡」と「海外転出」の区別ができず、死亡事実の確認が別途必要となるため、シンプルなプッシュ型請求案内の実務導入は現実的には困難。

AsIs



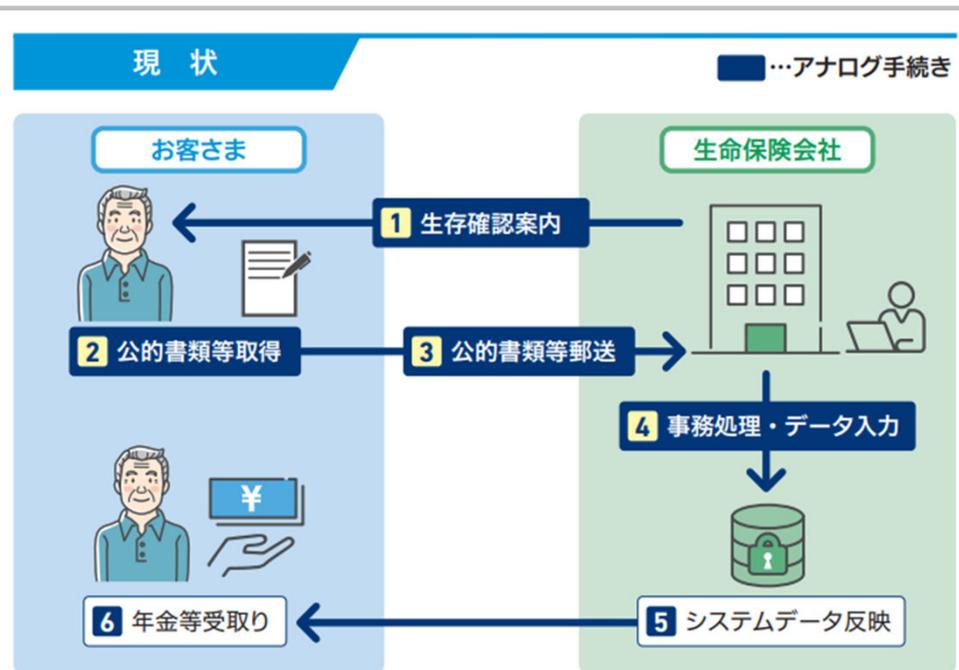
ToBe



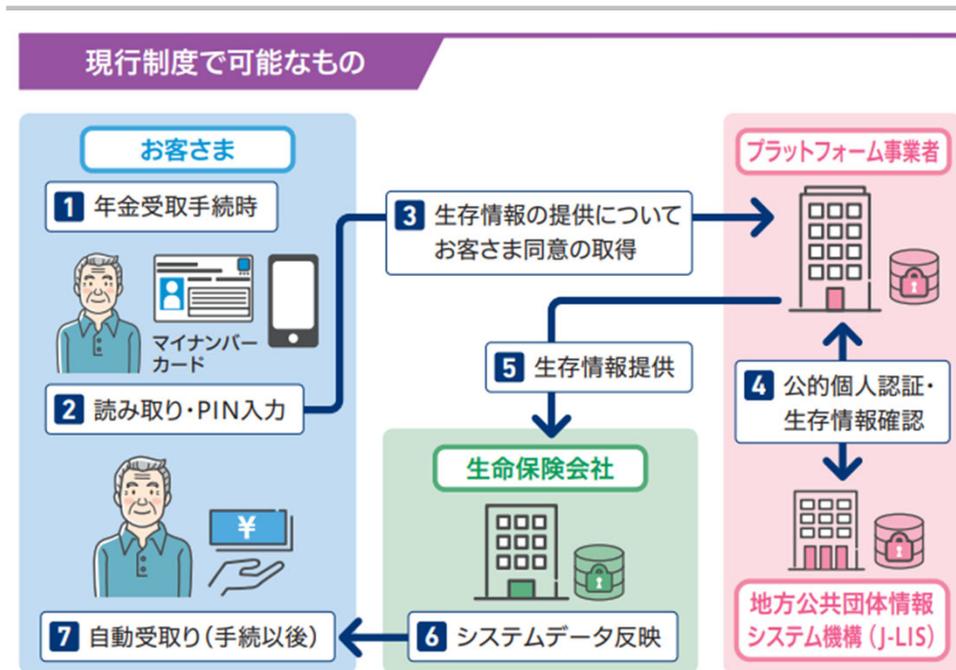
要望の背景 ⑤生命保険会社における「年金支払の自動化」への活用

- 生命保険会社が公的個人認証サービスを通じて顧客の生存情報を受け取ることで、顧客の生存中は、年金支払時に必要な公的書類を顧客に提出いただく手順を省略し、年金支払を行うことができる。
- ただし、公的個人認証サービスでは死亡の事実・死亡日情報を取得することができないことから、顧客がお亡くなりになった際には、残余年金支払期間の未払年金の支払いのため、遺族から当該顧客（被保険者）の死亡が確認できる書類（戸籍抄本、住民票等）を提出いただく必要がある。

AsIs



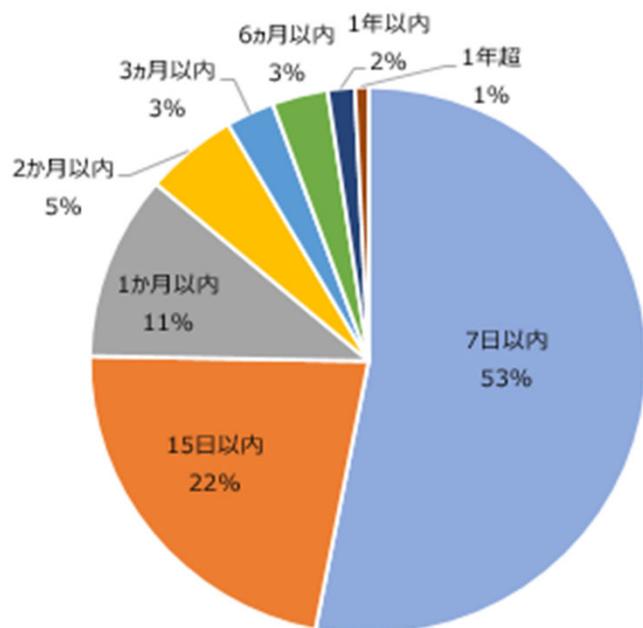
ToBe



要望実現により期待される効果

- 顧客（生命保険契約の被保険者）がお亡くなりになった場合、大半のケースでは速やかに生命保険会社への連絡が行われているものの、死亡日から半年以上経過しても連絡がないケースも一定程度存在する。
- 公的個人認証サービスを通じて生命保険会社が「死亡の事実」を確認できる仕組みが実現することで、より迅速な顧客への請求案内と、より確実な死亡保険金の支払に向けた実務が構築可能となる。
- 加えて、「死亡日情報」も連携されることにより、年金商品において、顧客からの様々な確認書類等の提出を省略して年金支払を行う等、顧客利便性の高い実務対応が期待できる。

被保険者死亡から保険会社宛連絡までに要する日数（A社事例）



- ✓ 死亡保険金支払事由の発生から支払請求までのタイムラグの縮減や、より確実な保険金支払が可能に
- ✓ 年金支払において、顧客の生存・死亡確認のために提出いただいていた書類が不要となるなど、顧客利便性が向上

次期個人番号カードにおける「電子証明書の失効事由の細分化」

- 2024年3月に公表されたデジタル庁「次期個人番号カードタスクフォース」の最終とりまとめによると、電子証明書の失効理由の一つである「affiliationChanged」に「死亡」の細分を設けることについて、令和6年5月より当該事由コードから「海外転出」が除外されることを理由として、否定的な方向性が示されている。
- しかしながら、「affiliationChanged」における「死亡」以外の失効事由として「職権消除」が引き続き存在することから、「affiliationChanged」による失効の場合であっても、死亡事実を確定的に判断することはできない。
- 人の死は極めてセンシティブな情報であり、「死亡疑義」の情報のみをもって生命保険会社が顧客に死亡保険金の請求案内を行うことは現実問題として難しいため、引き続き、「死亡」を電子証明書の失効理由として細分化するようご検討いただきたい。

次期個人番号カードTF 最終とりまとめ

「電子証明書の失効理由の一つである『affiliationChanged』に『死亡』の細分を設けることについては、国際標準と異なることとなり、個人情報保護の観点の検討も求められることから、難しいと考えられる。一方で、『affiliationChanged』に含まれる『海外転出』が、令和6年5月以降、失効理由でなくなることにより、『affiliationChanged』における大宗は自然と『死亡』となる。このことについて生保会社等をはじめとする署名等検証者に対して周知し、公的個人認証サービスを活用いただくことにより、そのサービスの向上や事業効率化に寄与する。」

現行のカード仕様及び運用

No.	失効事由に指定されるコード	定義
1	unspecified(0)	証明書を交付前に破棄した
2	keyCompromise(1)	証明書利用者の秘密鍵が危殆化（漏洩）した
3	cACompromise(2)	認証局の秘密鍵が危殆化（漏洩）した
4	affiliationChanged(3)	証明書の記載内容に変更が生じた
5	superseded(4)	証明書を取り替えた
6	cessationOfOperation(5)	証明書の必要性がなくなった（使用しなくなった）
7	certificateHold(6)	秘密鍵の安全性に被疑が生じたため、証明書を一時的に保留する

令和4年時点における「affiliationChanged」の内訳は、①死亡(約157万件)、②海外転出(約32万件)、③職権消除(約12万件)。

参考 各国の個人識別番号の概要

➤ 各国の個人識別番号の制度を比較すると、複数の行政分野をまたがって番号を利用することができるフラットモデルと、社会保障分野と税分野で異なる番号を使い分けているセパレートモデルが存在する。

■ フラットモデル：社会保障を含む複数の行政分野で共通の個人識別番号を活用

		アメリカ	デンマーク	オランダ	シンガポール	参考：日本
個人識別番号	社会保障	社会保障番号	市民登録番号	市民サービス番号	国民登録番号カード番号	マイナンバー(個人番号) ※社会保障、税等分野における法定事務等でのみ利用可 ※法令に規定された主体限定
	税務					
所管		社会保障庁	社会・内務省	内務・王国関係省	シンガポール入国管理庁	・総務省 ・デジタル庁
導入目的		<ul style="list-style-type: none"> 社会保障給付の管理 内国歳入庁による個人の税務管理 	全国民の一元的管理	電子政府の推進による国民の利便性の向上、行政効率化	英国統治下でシンガポール国籍を証明し、不法移民を排除するため	<ul style="list-style-type: none"> 国民の利便性の向上 行政の効率化 公平・公正な社会の実現
導入年		1936年	1968年	2007年	1948年	2015年 ※住民票を有するすべての人に通知
民間での活用		○	○	○	○	○
保険		○	—	—	—	—

出所：生命保険協会「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書（2023年4月21日公表）

参考 各国の個人識別番号の概要

■セパレートモデル：社会保障分野と税分野で異なる個人識別番号を活用

		イギリス	ドイツ	フランス
個人識別番号	社会保障	①国民保健サービス番号 ②国民保険番号	①社会保険番号 ②医療保険被保険者番号	①全国個人識別登録簿番号
	税務	②国民保険番号	③税務識別番号	②税務識別番号
所管		①国民保健サービスミッショング委員会 ②歳入関税庁、雇用年金省	①連邦労働社会省 ドイツ年金保険連盟 ②連邦保健省、疾病金庫 ③連邦財務省 連邦中央税務庁	①国立統計経済研究所 ②公共財政総局
導入目的		①医療情報連携識別子 ②国民保険制度の公的年金、就業不能保障、遺族手当等の現金給付の一元管理	①社会保障給付の管理、公的年金の不正受給防止 ②公的医療保険の被保険者情報の電子管理 ③一元管理による税務簡素化	①徴兵制度のための人口動態調査（1978年以降は、社会保障給付の管理） ②税務での身元確認
導入年		①1996年 ※1995年より新生児の付番開始 ②1948年	①2001年 ②2003年 ③2008年	①1941年 ②1985年
民間での活用		○ (②国民保険番号)	—	○
保険		—	—	○

出所：生命保険協会「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書（2023年4月21日公表）

参考 各国の個人識別番号の活用

➤ 諸外国の個人識別番号制度について、行政分野での活用にとどまらず、クレジットカードや銀行口座の作成、ローン申請、就職、住宅の購入等の民間分野での活用も進んでいる。

■ 各国における個人識別番号の官民での利用状況（概要）

	国	行政分野での活用	民間分野での活用
フラットモデル	アメリカ	社会保障給付の管理、個人の税務管理等	クレジットカード作成、銀行口座開設、住宅・車の購入、生命保険の加入・契約保全・死亡保険金支払 等
	デンマーク	公的医療保険へのアクセス(かかりつけ医への連絡、病院での診察、入院時)、税金の支払等	銀行口座の開設、賃貸物件の契約、給与の受取、学校・保育園への入学・入園時、就職・起業、融資申請時、携帯電話の契約時 等
	オランダ	公的医療機関へのアクセス、公的扶助受給、年金・社会保障の受給時、税金の支払、選挙の投票、運転免許の取得 等	銀行口座開設、住宅ローン・融資申請、就職・起業、学校や大学への進学、住所変更、住居の購入 等
	シンガポール	公的医療保険へのアクセス、病院の受診・入院手続き、介護施設への入居時、税務手続き 等	銀行口座の開設、電気契約、融資、不動産売買、就職、ホテル宿泊 等
セパレートモデル	イギリス	電子カルテ(SCR)や、電子処方箋システム(EPS)、かかりつけ医から専門医への患者の医療情報連携、選挙人登録、失業給付 等	年金・投資口座の開設、学生ローン申請 等
	ドイツ	保険口座(年金口座)の管理	－
	フランス	公的医療保険の管理、社会保障制度のデータベース構築 等	補足的医療保険(公的医療保険制度で給付されない自己負担分を補完)を提供する保険会社の給付手続や生命保険会社の被保険者の生死確認のためのデータベース構築

出所：生命保険協会「デジタル社会における生命保険業界の将来」報告書・提言書（2023年4月21日公表）

参考 各国の個人識別番号の活用（アメリカ）

➤ アメリカの社会保障番号(Social Security Number; SSN)は、あらゆる政府機関や民間企業が活用している。

社会保障番号(SSN)

付番対象	国民のうち申請した者 ※SSNの取得は任意 国民に自動的に付番されるものではない。
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、 人種・民族、両親の氏名(18歳未満の子どものみ)
番号	9桁 (エリア(州)番号、グループ番号、シリアル番号)
行政分野での活用	➤ 社会保障局(SSA)による社会保障給付の管理 ➤ 内国歳入庁(IRS)による個人の税務管理等
民間分野での活用	➤ 民間企業は個人識別としてSSNを幅広く利用 ✓ クレジットカード作成、銀行口座開設、住宅や車の購入、 生命保険の加入・契約保全・死亡保険金支払時等 ➤ 生命保険会社は、被保険者の生死確認、未請求保険金の対応、年金給付の停止等にデスマスターファイルを利用

SSNで名寄せしたデータベースの構築

■ Numidentファイル

- 管理対象情報：SSNの管理対象情報に「死亡日」を加えた個人情報
- 所管：社会保障局(SSA)

■ デスマスターファイル

- 管理対象情報：SSN、氏名、生年月日、死亡日(Numidentファイルから抽出した死亡情報)
- 所管：社会保障局(SSA)

- 2種類のデータベースが存在
- ✓ 完全版：すべての死亡情報を含む。連邦政府、州政府のみ、SSAの承認を得たうえで閲覧可能
- ✓ 一般公開版(アクセス制限版)：死亡後3年未満および州政府から提供された死亡情報を含まない。民間企業に有料公開

※ 1978年の情報公開法(FOIA)に基づき、SSAに対して故人のSSN、氏名、生年月日、死亡日の一般公開が義務付けられた。

参考 各国の個人識別番号の活用（フランス）

- ▶ フランスの全国個人識別登録簿番号(Numéro d'inscription au RNIPP; NIR)は、社会保障分野での利用が主だが、民間医療保険の給付手続き、生命保険の未請求契約対策(生死確認)でも用いられている。

全国個人識別登録簿番号(NIR)

付番対象	フランス居住者 ※ 国内出生者は国籍にかかわらずRNIPPに登録、付番。フランス国外の出生者および外国人は、社会保障制度加入時に付番
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生地、出生証明書番号、死亡年月日、死亡地、死亡証明書番号
番号	15桁 性別、出生年月、出生地の番号、INSEE番号、セキュリティ管理番号で構成
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公的医療保険の管理で利用(通称「社会保障番号」) ▶ 社会保障制度のデータベース構築(右記参照)
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補足的医療保険(公的医療保険制度で給付されない自己負担分を補完)を提供する保険会社の給付手続きで利用 ▶ 生命保険会社の被保険者の生死確認のためのデータベース構築(右記参照)
備考	※ 社会保障分野で利用されているため、「社会保障番号」が通称となっている。

NIRで名寄せしたデータベースの構築

<行政分野>

- **全国医療保険制度間登録簿(RNIAM)**

- ▶ 公的医療保険の給付管理や保健分野の統計作成で利用

- **身元管理システム(SNGI)**

- ▶ 社会保障制度(公的年金制度を除く)の身元確認で利用

<民間分野>

- **保険リスク情報管理協会(AGIRA)データベース**

- ▶ AGIRAが保険業界団体の委任を受け、RNIPPのデータから死亡者情報を抽出し、独自のデータベースで管理
- ▶ 管理対象情報：氏名、性別、生年月日、出生地、死亡年月日、死亡地、死亡証明番号(NIRは含まない)
- ▶ 生命保険会社には、同データベースを利用して、保有契約の被保険者の生死確認を毎年行うことが義務付け
- ▶ 受取人に指定されている可能性のある個人・法人は、未請求契約対応の一括窓口であるAGIRAに契約照会を行うことが可能